

北朝鮮の金正恩氏による人工衛星（軍事偵察衛星）と称する事実上の弾道ミサイルや弾道ミサイルの発射に抗議する決議

北朝鮮の金正恩氏が令和５年１１月２１日に自ら設定した発射予告期間を反故にした上で、人工衛星と称する事実上の弾道ミサイルを発射した。

これは本年５月、８月の発射に続き３度目にもなる。失敗、成功のいかんにかかわらず、発射自体が明確に国連安保理決議に違反しており、かつ、我が国（沖縄県）の上空を通過してもいる。

さらに、翌２２日には日本海に向けて弾道ミサイルを発射し、これも失敗に終わった。また、１２月１７日及び１８日にも、国連安保理決議に違反して弾道ミサイルを発射した。

弾道ミサイル等の発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、平和を愛しこれを希求する習志野市民として、これらが発射するたびに抗議文を決議・発出し続けることが必要であると考える。

よって、本市議会は、事実上の弾道ミサイルや弾道ミサイルの発射を一向に止める気配のない金正恩氏に対し、これらを即刻中止するよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和５年１２月２２日

習 志 野 市 議 会